

議員提出第二十七号議案

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえられることを禁止した法律であり、二〇一一年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、二〇一六年の熊本地震や、二〇一八年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

よって、国会及び政府におかれては、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久法としての立法化を早期に進めることを強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年十二月十二日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅 義偉殿